

令和7年度山形県がん総合相談支援センター運営事業基本仕様書

1 目的

「がん」かも知れないと不安を感じた時から、医療や就労などの様々な悩みについて、気軽に相談できる窓口を病院外に設置し、病院では相談しにくい問題を抱えるがん患者やその家族などの不安軽減を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務

(1) 相談窓口の設置

ア 医療・福祉関係の資格（看護師・社会福祉士・臨床心理士等）を有する相談員を2名以上配置し、県内4地域（村山・最上・置賜・庄内）におけるがん患者等の療養上の相談に対応するものとする。また、常設する相談窓口は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の規定に該当する施設（以下「病院」という。）外に設置すること。

イ 相談内容のうち、労働関係法令に関するものなど受託者が受託者以外の専門家による対応が必要と判断した場合には、相談員とは別に専門家により対応できる体制を整備し、相談に応じるものとする。

ウ 相談者の抱える問題が解決する他の相談窓口がある場合は、情報提供に加え、相談者が当該相談窓口を円滑に利用できるよう必要に応じて、当該相談窓口担当者との調整を行うものとする。

(2) ピアサポーターの養成及び活動支援

ア 令和5年度厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」において作成されたテキスト等を活用し、ピアサポーターの養成を行うものとする。

イ 医療機関や患者会等と連携し、ピアサポーターの活動を支援するものとする。

ウ 病院や病院以外の場所において、がん患者やその家族等の交流の場としてがん患者サロンを設け、定期的に開催するものとする。

(3) 広報活動

山形県がん診療連携拠点病院及び山形県がん診療連携指定病院のがん相談支援センターと連携し、がんの相談窓口の周知を行うとともに、がん総合相談支援センターの所在地、電話番号、事業内容等を広く県民に知らせるため、ポスターやチラシの作成、広報誌やSNS等の活用により、積極的な広報活動を行うものとする。

(4) その他関連する業務

4 関係機関等との連携

業務の運営にあたっては、保健所、市町村、山形県がん診療連携拠点病院、山形県がん診療連携指定病院、山形県がん診療連携協議会、公共職業安定所、山形県社会保険労務士会等の関係機関との連携に努めること。

5 窓口相談で使用する場所の確保

窓口相談で使用する場所については、受託者が確保するものとする。

6 留意事項

(1) 受託者は、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該職員が退職後であっても同様とする。

(2) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。